

王子グリーンリソース株式会社「稚内タツナラシ山ウインドファーム(仮称)
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和6年2月7日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「稚内タツナラシ山ウインドファーム(仮称) 計画段階環境配慮書」について、王子グリーンリソース株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道稚内市(タツナラシ山)
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 64, 500kW 程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和5年 11月 15日
環境大臣意見受理	令和6年 1月 26日
経済産業大臣意見	令和6年 2月 7日

問合せ先: 電力安全課 一ノ宮、中村
電話03-3501-1742(直通)

王子グリーンリソース株式会社「稚内タツナラシ山ウインドファーム(仮称)
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。また、他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。特に「2. 各論(3) 鳥類に対

する影響」については、重大な影響を与える可能性があることを認識した上で慎重に調査、予測及び評価を実施し、その結果に応じて適切に事業計画を見直すこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時の風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境及び水生動物に対する影響

想定区域の周辺には、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（平成 28 年 4 月環境省）に選定された「メグマ沼湿原、声間大沼・声間川」が存在し、想定区域には声間川の中下流部の支川が含まれている。また、声間川は、「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）で絶滅危惧 I B 類に分類されているイトウの生息地であるほか、エゾホトケドジョウ等の重要な水生動物が生息している可能性がある。さらに、想定区域及びその周辺には、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された水源かん養保安林等が存在している。これらのことから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川及び沢筋の距離を確保するとともに、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、オオワシ等の海ワシ類の生息が確認されているほか、海ワシ類、ガン類、ハクチョウ類等の渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。特に、オジロワシについては、他の事業者による過去の環境影響評価図書において、想定区域及びその周辺でのつがいの生息が確認されており、当該つがいが現在も生息していればその行動圏が想定区域に含まれる可能性が考えられること等から、本事業の実施により重大な影響を与える可能性がある。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。加えて、想定区域及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、これらの他事業による風力発電設備が設置され、本事業の想定区域が上記鳥類の残された生息地又は移動経路と重なる場合、本事業の実施による影響が懸念される。このため、鳥類への累積的な影響の予測及び評価に必要となる情報について、環境影響評価図書等の公開情報を収集するとともに、先行する事業者に対し情報共有を求め、それらの情報を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果について、環境影響評価図書を継続的に公開するなどにより、透明性及び客観性を確保すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたササ群落（Ⅱ）、トドマツ－ミズナラ群落、エゾイタヤ－ミズナラ群落等の植生が存在していることから、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。